最終更新日：2022年6月20日

株式会社近鉄エクスプレス
代表取締役 社長執行役員　鳥居伸年
問合せ先：03-6863-6440
証券コード：9375
https://www.kwe.com/jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社グループは、「ロジスティクスを通して新たな価値と最良の環境を創造し、お客様、株主、従業員と共にグローバル社会の発展に貢献する」ことを経営理念とし、各ステークホルダーと良好な関係を維持しつつ、企業価値の向上に努めることを経営の第一義といたしております。この観点からコーポレート・ガバナンスを強化し、意思決定の透明性と公正性を高めることを重要な経営課題の一つと捉えております。

当社の取締役は8名（うち社外取締役3名）で、加えて意思決定の迅速化を図るとともに経営の監督機能と執行機能の分離を明確にするため執行役員制度を導入し、20名の執行役員（うち取締役兼務者4名）を選任しております。また、取締役会の監督の下、代表取締役の意思決定の慎重を期するため、経営に関する全般的方針および業務執行に関する重要事項を決議する会議体として、毎月2回常勤の取締役および監査役、執行役員、室長等からなる「経営会議」を開催しております。グループ会社のガバナンスにつきましては、当社は本部制を採用し、世界各国のグループ会社を「日本」、「米州」、「欧州・中近東・アフリカ」、「東アジア」、「東南アジア・オセアニア」、「APLL」の6つのセグメントに分け、管理・統括しております。これにより、連結事業体としての経営体制、業務執行体制、監査・監督体制の整備を進め、コーポレート・ガバナンスおよび内部統制の強化に向けた取組みを推進しております。上述の体制により、迅速かつ適正な意思決定を図り、業務執行の権限と責任を明確にするとともに経営監視機能の充実を図っておりますため、当社の業務の適正を確保するために最善であると判断し、現状の体制を採用しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則4－8 独立社外取締役の有効な活用】

現在当社では、取締役8名のうち独立取締役として2名選任していますが、今後、独立社外取締役の構成割合を満たすよう、引き続き検討していきます。

【補充原則4－11－1】

当社の取締役の選任については、個々の実績、経営者としての能力、バランス感覚等を総合的に勘案し、決定することを基本方針とし、この方針に基づき選任しています。

また、取締役を選考するにあたり、指名・報酬委員会においてジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、当社取締役会構成員の多様性を十分に考慮し選考を重ねるものとしています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4　政策保有株式】

1. 政策保有方針

政策保有株式への投資は、業務提携、取引の維持・強化等を目的とし、将来の採算性、成長性の検証結果を踏まえ、当社グループの企業価値の維持、向上に資する場合に行うことがあります。政策保有株式については、取締役会で定期的に見直しを行い、保有目的、保有に伴う便益、リスク等を総合的に勘案の上、保有の適否を検証し、保有に適さないと判断した株式については適宜縮減します。

2. 検証の内容

定期的な見直しについては、取締役会で毎年、政策保有している上場株式について、定性的観点（取引の維持・強化等、事業運営）と、定量的観点（時価、簿価、配当、ROE、資本コスト等）で個別に精査、検証しています。2021年3月末時点で13銘柄（約49億円）保有しておりましたが、2022年6月15日開催の取締役会で見直しを行い、2022年度は11銘柄全て継続保有することといたしました。

3. 議決権行使基準

当社は、発行会社が中長期的な企業価値の増大につながる適切な意思決定を行っているか、また当社グループ全般の企業価値向上に寄与するかといった議決権行使基準に基づき賛否を判断し議決権の行使を行っています。

【原則1－7　関連当事者間の取引】

取締役の競業取引および取締役と会社間の取引（利益相反取引）は、取締役会の承認を受けることとしています。また、非通例的な取引については、実行前に常勤監査役の監査を要することとしています。

【補充原則2－4－1】

当社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用や、また、中核人材の登用を積極的に行い、異なる価値観、経験、技能等を活用して、組織の活性化を行っています。中長期的な企業価値の向上には、多様性を持った人材戦略が不可欠であり、その実現を目指して、次世代の経営層となり得る人材については、各国よりその候補者を選抜し教育を行っています。

また、多様な視点でのサービス提供を行う観点では、女性社員が積極的に活躍できる環境を各国で整えています。

2022年3月現在、全社員の中で女性社員の比率は43.6%、また、全管理職の中で女性比率は、30.9%となっています。女性管理職については、この比率をさらに高める予定です。

【原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の年金資産の運用については、コーポレート・ヒューマンリソース部、コーポレート・ファイナンス＆アカウンティング部および労働組合代表者

を構成員とする年金委員会を設置し、年金財政ならびに資産運用に関する事項等の審議を行い、加入者の安定的な資産構成と年金財政の適正な運営を実現するための体制を構築しております。
　年金資産の運用については、受給者への給付を将来にわたり確実に行うために必要とされる収益を長期的に確保することという基本方針をもとに、政策的資産構成割合に基づいた運用商品の選定を行っています。

【原則3－1　情報開示の充実】
（ⅰ）経営理念、経営戦略、経営計画を当社ウェブサイトおよび決算説明会資料等のIR資料で開示しています。
　・経営理念
　https://www.kwe.com/jp/about/whoweare/policy/philosophies/index.html
　・長期ビジョン・経営計画
　https://www.kwe.com/jp/ir/management/plan/index.html
（ⅱ）コーポレートガバナンスに関する考え方を、当社ウェブサイト、コーポレートガバナンス報告書、有価証券報告書およびアニュアルレポート(英文)で開示しています。
　・コーポレートガバナンスに関する考え方
　https://www.kwe.com/jp/about/sustainability/governance/index.html
（ⅲ）当社の取締役の報酬については、株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で、月額報酬、業績連動報酬にわけて配分することを方針としています。その内容については、社内規程で定める報酬額を基に、会社の業績、経済情勢等や取締役の業績に対する貢献度等を勘案したうえで、指名・報酬委員会で審議を行った後、取締役会で決定しています。
（ⅳ）当社の経営陣幹部と取締役・監査役候補の指名については、個々の実績、経営者としてのバランス感覚、能力等を総合的に勘案し、指名・報酬委員会において審議を行い、その後、代表取締役が取締役会で説明し、承認を得ています。また、解任についても指名・報酬委員会で十分に審議を行った後、取締役会で承認を得ることとしています。
（ⅴ）当社では、定時株主総会参考書類において、経営陣幹部と取締役・監査役候補者について、個々の選任理由を開示します。また、経営陣幹部の解任については、職務の執行に関する懈怠、不正の行為、法令もしくは定款に違反する事実等が明らかになった場合、状況に応じて、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会の決議により解任することとしています。
　https://www.kwe.com/jp/ir/general-meeting-info/

【補充原則3－1－3】
　当社は、Emissions（気候変動対応としてのCO2排出削減）およびEnergy（再生可能エネルギーの利用促進）を重要課題として特定し、気候変動への具体的な対応を経営戦略・課題と位置づけ、取り組みを進めております。
　取締役会の監督下で代表取締役社長を委員長とする「KWEグループサステナビリティ推進委員会」が中心となり、TCFDの提言に基づく開示枠組みに沿って、具体的な戦略、リスク管理、ならびに指標と目標の設定に関する情報を本年8月に開示します。従来温対法ベースで使用燃料や電力に関するデータを収集し、CO2排出量を算出報告してきた日本に加え、本年1月より日本以外のセグメントを対象としたデータ収集ならびに分析を開始し、通年データに基づく現状把握と目標設定をすすめています。

【補充原則4－1－1】
　当社は、「取締役会規程」を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めています。また、「組織・職務権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしています。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
　当社は、会社法および東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準をもとに、当社独自の独立性判断基準を策定し、開示しています。
　https://www.kwe.com/jp/about/pdf/c-independence.pdf
　なお、当社が選任している独立社外取締役は有価証券報告書や定時株主総会招集通知等に記載のとおり、独立性に富み、豊富な経験や専門性など多様な経歴・知見を有しております。

【補充原則4－10－1】
　当社では、独立役員が過半数を占める指名・報酬委員会において取締役の選解任（後継者計画を含む）、報酬等について審議し、その状況を取締役会に報告することとしております。なお、指名・報酬委員会は、独立役員3名および社内取締役2名で構成され、取締役の指名や報酬など特に重要な事項を検討するに当たり、独立役員の適切な関与・助言を得る体制としています。
また、取締役を選考するにあたり、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、当社取締役会構成員の多様性を十分に考慮し選考を重ねるものとしています。

【補充原則4－11－1】
　前述、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由に記載

【補充原則4－11－2】
　取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、当社ウェブサイトに掲載の「第53回定時株主総会招集ご通知」の「会社役員に関する事項」の項目に記載していますので、以下URLをご参照下さい。
https://www.kwe.com/jp/ir/general-meeting-info/general-meeting/

【補充原則4－11－3】
　当社は、取締役会の実効性についての分析・評価については社外取締役より意見・助言をいただいていますが、2016年より各取締役の自己評価を参考に、取締役会全体の実効性について評価を行い、その結果を当社ウェブサイトに掲載しています。
https://www.kwe.com/jp/upload/docs/c-evaluation_results_20220615.pdf

【補充原則4－14－2】
　常勤取締役・監査役においては、会社法や当社業務に関連する法令等をテーマに行う役員勉強会に加え、重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、ガバナンス研修を継続的に行っています。
　新任の取締役・監査役においては、当社の各事業・財務・組織等取締役・監査役としての責務や必要な知識を習得するための研修を行っています。
　社外取締役・監査役においては、当社に迎えるに際し、当社が属する業界、当社の歴史、事業概要・財務情報・戦略・組織等について必要な情報習得をするための研修を行っています。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
　当社では、コーポレート・プランニング＆アドミニストレーション部内にIR担当部門を設けており、経営企画、総務統括取締役をIR担当役員として

います。株主・投資家・アナリストとの対話については、合理的な範囲で前向きに対応することを心がけています。個別面談のほかに定期的に決算説明会を対面もしくは電話会議形式で原則年4回開催しており、加えて証券会社等からの要望に応じてスモールミーティングやIRカンファレンス、電話会議等に参加しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
近鉄グループホールディングス株式会社	31,755,800	44.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,511,700	9.04
株式会社商船三井	3,599,000	5.00
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,562,200	3.56
近鉄タクシーホールディングス株式会社	1,875,000	2.60
全国共済農業協同組合連合会	1,186,400	1.65
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,022,349	1.42
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	970,800	1.35
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	700,600	0.97
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	645,100	0.90

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3 月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小林哲也	他の会社の出身者							○				
田中早苗	弁護士											
柳井準	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林哲也		現在、近鉄グループホールディングス株式会社の代表取締役会長を務めております。	同氏は、近鉄グループホールディングス株式会社における経営者としての豊富な経験・見識を有し、当社の経営監督機能を強化いただき、経営判断に多面的な視野からの意見をいただいていることから、独立性の有無に関わらず、当社の社外取締役として適任と判断しております。

田中早苗	○	現在、田中早苗法律事務所の代表を務めております。	同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験・専門的知見を有し、独立した立場で当社の経営監督機能を強化いただき、経営判断に多面的な視野からの意見をいただいていることから、当社の社外取締役として適任と判断しております。また、同氏は当社の関係会社、主要株主、主要な取引先の出身者ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い社外取締役であるため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
柳井準	○	現在、三菱商事株式会社の顧問を務めております。同社と当社の間には、輸出入航空貨物輸送等の取引がありますが、その取引額は僅少（1%未満）であります。	同氏は、三菱商事株式会社における経営者としての豊富な経験・見識およびグローバルな事業経営に関して知見を有し、独立した立場で当社の経営監督機能を強化いただき、経営判断に多面的な視野からの意見をいただいていることから、当社の社外取締役として適任と判断しております。また、同氏は当社の関係会社、主要株主、主要な取引先の出身者ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い社外取締役であるため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	2	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	2	0	1	社内取締役

補足説明

独立役員（独立社外取締役および独立社外監査役）を過半数とする、委員3名以上で構成します。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(1)定期的に会合を開催し、監査スケジュールの確認、監査計画に関する意見交換等を行っております。
(2)期末および中間期末の監査結果に関し会計監査人と講評会を開催し、意見交換を行っております。

（注）当社の会計監査人は、有限責任 あずさ監査法人であります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
河崎雄亮	公認会計士													
小林雅之	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河崎雄亮	○	現在、河崎雄亮公認会計士事務所の事務所長を務めております。	同氏は、公認会計士としての豊富な経験・実績・見識を有し、専門的見地から適切な助言・提言をいただき、また独立した立場で当社の監査体制を強化いただいていることから、当社の社外監査役として適任と判断しております。また、同氏は当社の関係会社、主要株主、主要な取引先の出身者ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い社外監査役であるため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
小林雅之	○	現在、ケネディクス株式会社の常勤監査役を務めております。	同氏は、パシフィックマネジメント株式会社の財務部門での豊富な経験とケネディクス株式会社におけるコンプライアンス部長および監査役としての経験と幅広い見識から、経営全般を監視いただくことを期待し、当社の社外監査役として適任と判断しております。また、同氏は当社の関係会社、主要株主、主要な取引先の出身者ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い社外監査役であるため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

特別な理由はありません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

[役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項]
　当社グループは、「ロジスティクスを通して新たな価値と最良の環境を創造し、お客様、株主、従業員と共にグローバル社会の発展に貢献する」ことを経営理念とし、各ステークホルダーと良好な関係を維持しつつ、企業価値の向上に努めることを経営の第一義としております。
　上記の実現のため、当社の取締役に対する報酬制度は、以下の役員報酬ポリシーに基づき設計し、報酬を支給します。なお、当該ポリシーは、指名・報酬委員会において審議・答申を踏まえ、2019年6月18日の取締役会において決議いたしました。

当社の「役員報酬ポリシー」は、以下のとおりであります。

＜役員報酬ポリシー＞

1. 基本方針
・経営理念の実現に向け、世界の大手競合他社と対等に競える優秀な経営陣を登用・確保するに相応しい内容であること
・企業価値の継続的な向上を可能とし、中長期的な業績向上への貢献意欲を高めるものであること
・株主との利益意識の共有を図ることができるものであること
・会社業績との連動性が明確であり、報酬の決定プロセスが透明性・客観性の高いものであること

2. 水準
・当社を取り巻く経営環境を考慮の上、従業員の給与水準や他社水準等を勘案し、業績向上に向けた適切なインセンティブとなる報酬の水準を目標とします。
・具体的には、外部のデータベース等による同業他社や同規模企業の報酬水準をベンチマークとして調査・分析した上で相対比較を行い、役員

報酬の基本方針に基づき設定します。

3．報酬構成
当社取締役（社外取締役である取締役を除く）の報酬は、各取締役の役割および職責に応じた「基本報酬」および中長期インセンティブ報酬としての「業績連動型株式報酬」により構成されております。
・基本報酬
各取締役の役位および職責等に応じて支給額を決定します。
・業績連動型株式報酬
各取締役に対して退任時に株式を交付する制度です。中長期的な会社業績および企業価値の向上に対する動機付けに加え、株主との利益意識の共有を促し、株価上昇への貢献意欲を一層高めることを目的としております。制度設計は欧米における業績連動型株式報酬（Performance Share）制度を参考にしています。交付する株式数は、中長期的な経営計画の目標達成度に応じて、役位別に設定する基準株式報酬額の0％～200％の範囲で変動します。

4．監査役および社外取締役の報酬
・監査役および社外取締役の報酬については、職務の性質を踏まえ基本報酬のみといたします。

5．報酬の決定・見直しプロセス
・役員報酬制度の設計、各取締役の個別報酬の決定に際しては、独立役員（独立社外取締役および独立社外監査役）を過半数とする指名・報酬委員会での審議・答申を踏まえ、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、取締役会の決議により個別の報酬額の授権を受けた代表取締役 社長執行役員が決定しております。
・また、経営環境やコーポレート・ガバナンスの動向も踏まえた上で、指名・報酬委員会において適切な報酬の構成や水準について定期的に議論を行い、適宜改定を行ってまいります。

【取締役および監査役報酬等についての株主総会の決議に関する事項】
・取締役の報酬限度額は、2006年6月27日開催の第37回定時株主総会において年額420百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名（うち社外取締役は2名）であります。
・監査役の報酬限度額は、2006年6月27日開催の第37回定時株主総会において年額72百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。
・取締役（社外取締役である取締役を除く）の業績連動型株式報酬は、2019年6月18日開催の第50回定時株主総会において、3事業年度を対象として合計250百万円以内、取締役に交付が行われる当社株式等の総数の上限は105,000株しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役および国外居住者を除く。）の員数は6名であります。

【取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項】
取締役の報酬等の額は、株主総会の決議により決定した取締役報酬等の総額の範囲内で、当該役員報酬ポリシーに基づく指名・報酬委員会の審議、答申を踏まえ、2021年6月15日開催の取締役会において個別の報酬額の授権を受けた代表取締役 社長執行役員 鳥居伸年が決定しております。当該権限を委任した理由は、業務全般を把握している代表取締役 社長執行役員に委任することが合理的と考えられるからであります。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。
また、各監査役の報酬等の額は、株主総会の決議により決定した監査役報酬等の総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会において十分な審議が可能となるよう、総務担当役員等が事前に資料を持参し説明しております。サポート体制は、社外取締役については必要な資料に応じ担当部署が行い、社外監査役については監査役室が専任いたしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
―――	―――	―――	―――	―――	―――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名

その他の事項

・相談役・顧問などの存廃に係る状況：制度はありますが、現在は対象者がいません。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1.業務執行につきましては、取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。
また、代表取締役による意思決定の慎重を期するため、経営に関する全般的方針および業務執行に関する重要事項を決議する会議体として、「経営会議」を設置しております。
2.監査役監査につきましては、監査役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、定期的に業務執行の報告を受け、監査役会で定めた監査役監査規程に基づき監査を実施するとともに、会計監査人や監査部から適宜報告を受け、監査役会において検討を行っております。
3.内部監査につきましては、監査部所属員が内部監査規程および内部監査実施規則に基づき、経理監査、労務監査、通関・保税監査、関係会社監査を年度計画に従って実施しております。
4.公認会計士監査につきましては、次のとおりであります。
(1)公認会計士の名称　有限責任 あずさ監査法人
(2)監査実施者
指定有限責任社員　花岡克典、東大夏　(注)継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。
その他の監査従事者　会計士6名、その他19名

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役3名を含む取締役8名で構成する取締役会と、社外監査役2名を含む監査役4名で構成する監査役会を設置する当社の現在のガバナンス体制は、豊富な経験と幅広い見識を有している社外役員を確保していることから、経営に対する監督および監視機能の充実を図ることができ、的確な経営の意思決定と適正な業務執行を確保するために有効であると認識しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2022年5月30日に発送するとともに、発送日に先立って当社ホームページおよび証券取引所のウェブサイトに掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	2022年は6月15日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用し、機関投資家が十分な検討時間を確保できるようにしています。
招集通知（要約）の英文での提供	2022年は、株主総会招集通知および英文の招集通知を発送の2営業日前から当社ホームページおよび証券取引所のウェブサイトで開示いたしました。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ディスクロージャー・ポリシー」を当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則毎年4回5月、8月、11月、2月に開催します。2022年2月に実施した説明会は新型コロナウイルス感染症対策として、電話会議形式にて実施、78名の方々に参加 いた だきました。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページのURL：https://www.kwe.com/jp/ir/ 記載事項　経営方針、決算短信、決算説明資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主通信、アニュアルレポート、データブック、株式情報、業績ハイライト、株主総会情報、貨物輸送実績等	
IRに関する部署（担当者）の設置	コーポレート・プランニング＆アドミニストレーション部（IR担当・広報グループ）	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営理念」および「KWEグループ企業指針」において、顧客、株主、従業員、地域社会等と適切な関係を築くことを規定いたしております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社グループでは以下の環境保全活動を実施しているほか、「ISO14001」の認証を国内で2箇所、海外ではマレーシア（1箇所）、台湾（2箇所）、フィリピン（2箇所）、香港（3箇所）、インド（17箇所）、ロシア、南アフリカで取得しています。 環境への取組み（ホームページ：https://www.kwe.com/jp/about/sustainability/environment/で公開） ＜具体的な取組み内容＞ 1.廃棄物の分別と再資源化 (1)木パレットの有効活用 (2)ラップの再資源化 (3)ダンボールの再資源化　他 2.エネルギー使用量の削減 電気使用料の削減 3.車輌の排気ガスの排出抑制 アイドリングストップの実施等
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、すべてのステークホルダーに対し、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報開示 に努めていること等をディスクロージャー・ポリシーとして定め、実行いたしております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

■業務の適正を確保するための体制
当社では、会社法の施行に伴い、取締役会において、当社取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について以下のとおり決定しており、この決定に基づいて内部統制システムの整備に努めております。

1.取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)当社グループ（「当社および子会社」をいう。以下同じ。）各社の役員および従業員の行動の拠り所となる「経営理念」、「KWEグループ企業指針」および「KWE Group Code of Conduct（KWEグループ行動規範）」において、法令・規則および倫理的な基準を遵守、尊重することを明示する。
(2)企業行動の基本姿勢を示す「KWEグループコンプライアンス基本方針」を業務遂行の基本姿勢とする。
(3)コンプライアンス経営を徹底するため、「KWEグループコンプライアンス規程」等に基づき、コンプライアンスに関する統括責任者（取締役）を置くとともに、各役職に応じてコンプライアンスに関する職責を明確にする。
(4)当社グループ全体の法令および企業倫理に則った企業行動を推進するため、統括責任者を委員長とする委員会を設置する。
(5)当社グループ各社に「内部通報制度」を整備し、法令・企業倫理違反の早期発見と是正を図る。当社グループ各社は、通報者が不利益を被らないように保護する。
(6)当社グループ各社でコンプライアンスに関するマニュアルを整備するほか、役員向け・従業員向けコンプライアンス研修を定期的に実施し、役員および従業員のコンプライアンス意識の向上に努める。
(7)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応を取るため、行政機関、弁護士との連携を密にする。
(8)財務報告を法令等に従って適正に行うことの重要性を認識し、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制を適切に整備・運用する。
(9)定期的なコンプライアンス監査を実施する。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る重要な情報は、「情報セキュリティ規程」ならびに「文書規程」、「文書保管保存規則」その他の社内規程に則り適正に保存、管理する。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)一元的、継続的なリスク管理をグローバルで徹底するため、「KWEグループリスク管理基本方針」を制定する。また、「KWEグループリスク管理規程」等に基づき、リスク管理に関する統括責任者（取締役）を置くとともに、各役職に応じてリスク管理に関する職責を明確にする。
(2)当社グループ各社が対処すべきリスクを全社的な観点から抽出し、適切な対応を推進するため、統括責任者を委員長とする委員会を設置する。
(3)事業運営に重大な影響を及ぼすリスクが突発的に発現した場合の緊急事態に備え、「KWEグループ危機管理規則」をはじめとするクライシスプランを整備する。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)当社グループ各社の経営の効率化を図るため、「組織・職務権限規程」等の定めにより、取締役、執行役員および社員の組織・役職ごとの職務権限を明確化する。
(2)目標および責任を明示して、当社グループ各社の採算の徹底と市場競争力の強化を促すべく、予算に基づく全社および各部門の業績管理を行う。

(3)当社グループ各社の業務改善、経営効率の向上に資する観点から内部監査を実施する。

5.当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)子会社の管理方針および管理組織を定めた「組織・職務権限規程」に基づき、業務の円滑化と管理の適正化および経営の効率化を図る。
(2)当社グループ全体の内部統制システムの充実のため、必要な情報の収集、開示、迅速な伝達を行う。
(3)子会社の管理組織は国内関係会社はコーポレート・プランニング＆アドミニストレーション部、海外関係会社は米州本部、欧州・中近東・アフリカ本部、東アジア本部、東南アジア・オセアニア本部およびAPLL事務所とし、「組織・職務権限規程」に基づき、承認と報告を求める。また、業績評価制度により子会社の業績向上とコンプライアンスの確保等を両立する。
(4)子会社との取引の公正を確保するため、非通例的な取引を行う際には、コーポレート・プランニング＆アドミニストレーション部で審査する。

6.監査役の監査に関する体制
(1)当社に「監査役室」を設置し、監査役会および監査役の監査に関する事務を補助する。
(2)同室所属員の取締役からの独立性を確保するため、その評価は常勤の監査役が行い、任命、異動についても常勤の監査役の同意を必要とするものとする。
(3)監査役がいつでも当社グループ各社の役員および従業員に必要な報告を求め、当社グループ各社の業務および財産の状況を調査することができるようにする。また、報告をした者が不利益な取扱いを生じさせない体制を整備する。
(4)常勤の監査役が重要な会議に出席できるよう措置を講じる。
(5)監査役に対して、法定の報告事項に加え、当社グループ各社の内部監査の結果や「内部通報制度」による通報の状況等を速やかに報告する。
(6)監査役会が必要に応じて当社グループ各社の役員および従業員ならびに会計監査人その他の関係者の出席を求めることができるようにする。
(7)監査役は、必要に応じ、法律・会計の専門家に相談することができ、その費用は会社が負担するものとする。

■業務の適正を確保するための体制の運用状況
当社では、前期の業務の適正を確保するための体制に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当該体制に関する2021年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. コンプライアンスに関する取組みの状況
(1)国内（当社および国内関係会社）では、「コンプライアンス基礎教育」をeラーニングで実施、またコンプライアンス月例教材を作成・配布し、勉強会等を各部門、各箇所にて実施した。
(2)コンプライアンスを監査項目の一つとして監査を継続して実施した。
(3)グループ法務機能強化のため、ジェネラル・カウンセルと各本部の打合せを定期的に行った。

2. 損失の危険の管理に関する取組みの状況
(1)「KWEグループリスク管理委員会」を年4回開催し、グループ全体の重大リスクを共有しリスクの回避・軽減に努めた。海外各本部において年2回、日本においては年4回のリスク管理委員会を開催し、それぞれにおけるリスクの洗い出しを行い、対応に努めた。
(2) 申請書の電子化を実現し、ペーパーレスによる情報管理の強化を図った。
(3) 全従業員に対して、なりすましメールの訓練、ならびに訓練後のフォローアップとなるeラーニングを実施し、従業員のセキュリティ知識の向上を図った。
(4) グループ各社の外部向けサーバに対して脆弱性診断を実施し、機密情報漏洩リスクの軽減を図った。

3. 職務執行の適正性および効率的に行われることに対する取組みの状況
当社経営会議、国内関係会社経営者会議、KWEグループ会議等を通じて当社および関係会社の経営全般に関する指導・助言を行った。

4. 監査役の監査の実効性を確保するための取組みの状況
取締役と監査役との意見交換の場を通して関係会社を含めたグローバルでのリスク管理やコンプライアンスに重きを置いた話し合いを行った。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、良き企業市民として、社会から信頼を得られるように努めており、反社会的勢力との関係は一切持たず、不当な要求には毅然とした対応を取ることとしており、その旨を「KWE国内コンプライアンス規準」に明示いたしております。
また、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）に加盟して定期的な情報収集を図っております。
反社会的勢力から不当要求を受けた場合は、担当部門が顧問弁護士、警察等の外部機関と連携し、会社として毅然とした態度で対応することといたしております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】
当社は、「ディスクロージャー・ポリシー」で定めているとおり、すべてのステークホルダーに対し、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報開示に努めております。なお、当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は次のとおりであります。

適時開示の体制
当社は、社内規程（インサイダー取引管理規程）に基づき、以下のとおり適時開示すべき情報を取り扱います。
(1)当社は、内部情報の所管部は各々の所管部とし、その統括部をコーポレート・プランニング＆アドミニストレーション部としております。なお、重要事実が発生したときは所管部長がこれを確認し、コーポレート・プランニング＆アドミニストレーション部に報告する体制としております。
(2)重要事実の公表は原則として情報取扱責任者である経営企画、総務統括取締役の指揮の下、コーポレート・プランニング＆アドミニストレーション部長が行います。
(3)公表の時期および方法については、コーポレート・プランニング＆アドミニストレーション部長が当該内部情報に直接関係する取締役および部長と協議して社長に進達し、社長が決定することとしております。
(4)当社の証券取引所の定める会社情報の適時開示については情報取扱責任者である経営企画、総務統括取締役の指揮の下、コーポレート・プランニング＆アドミニストレーション部が担当します。なお、決算に関する開示事項については、コーポレート・ファイナンス＆アカウンティング
部長を開示資料作成責任者とし、各関係会社から収集した情報を基に、コーポレート・ファイナンス＆アカウンティング部および関連部署により作成します。
(5)上記(4)については取締役会の承認を得た後に開示しております。

